



金 沢 西 部 副 都 心 区 域 指 定 図

【用途地域・地区計画・基本協定】

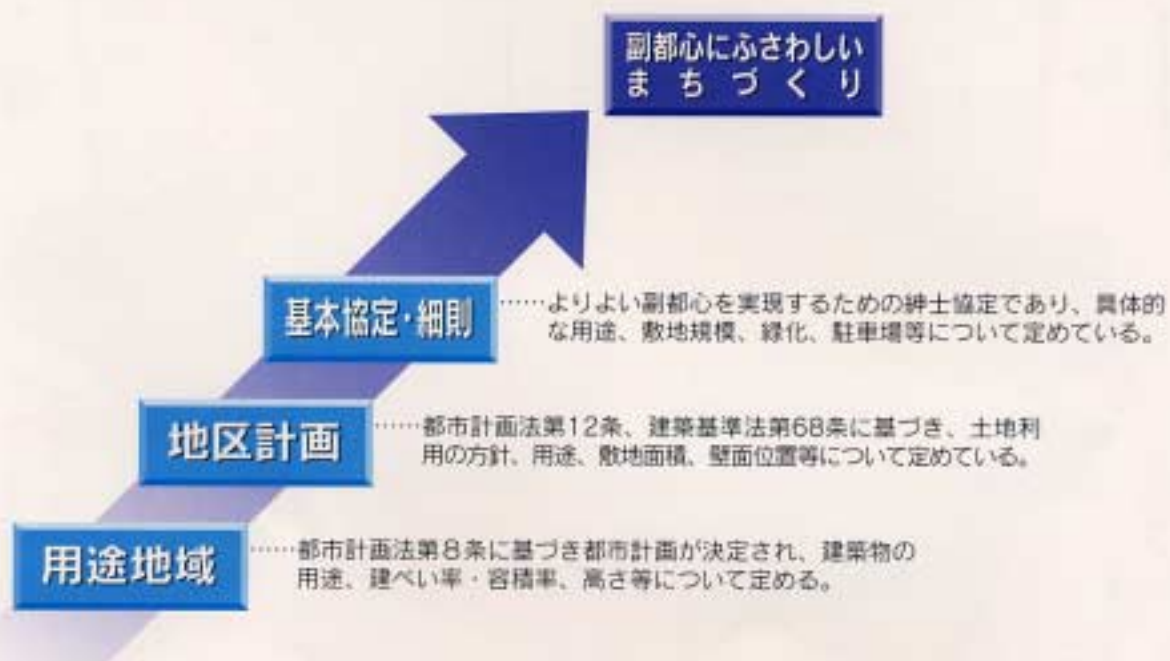


金沢西部副都心における 規制・誘導の関係

副都心における規制・誘導

金沢西部副都心においては、土地利用の基本となる用途地域指定がなされており、それを補完するために地区計画が定められています。

本地域においては副都心にふさわしい街づくりを進めるため、さらに街づくり基本協定および基本協定細則を定め、用途地域、地区計画では定めにくい具体的な建物用途や規模、緑化に関してルール化しています。



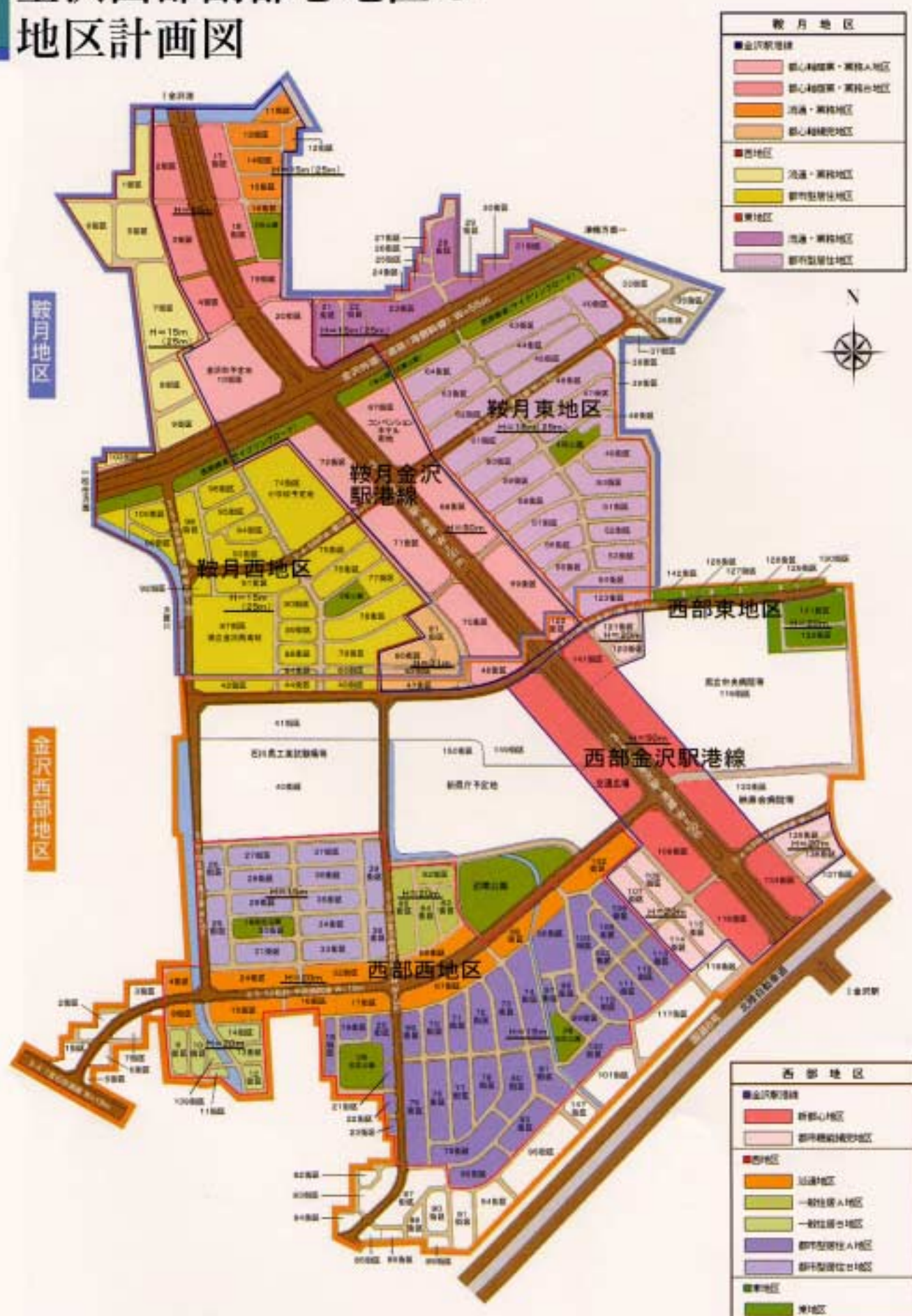
用途地域・地区計画・基本協定細則で定めている項目

	用途地域	地区計画	基本協定細則	備考
建築物の用途制限	●	●	●	基本協定細則では誘導すべき用途についても記載
建ぺい率・容積率	●			
斜線制限・日影制限	●			
建築物等の敷地面積の最低限度		●	●	
壁面位置の制限		●		
建築物等の高さの最高限度		●		
建築物等の高さの最低限度			●	
建築物等の形態・意匠の制限		●		
かき・さくの構造の制限		●		
バリアフリーの導入			●	
各種設備（ゴミ置場、屋外階段等）			●	
緑化			●	
オープンスペースの設置			●	
通り抜け通路			●	
駐車場（台数、設置方法、景観等）			●	
駐輪場（台数、構造等）			●	

金沢西部副都心地区の 用途地域



金沢西部副都心地区の 地区計画図



金沢西部副都心地区の 街づくり基本協定の区域



お問い合わせ

金沢西部副都心街づくり協議会

〒920-0345 金沢市穂江北4丁目123番地
TEL (076) 267-6557 FAX (076) 267-4777